

公告書

三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例（平成20年10月24日三重県条例第41号。以下「条例」という。）第24条の規定に基づき提出のあった意見書に対する見解書を作成したので、条例第25条第1項の規定により、次のとおり公告します。

なお、条例第2条第2項第9号に規定する関係住民等（以下「関係住民等」という。）は、本見解書について、条例25条第2項の規定に基づき、生活環境の保全上の見地からの意見を記載した書面（以下「再意見書」という。）を弊社に提出することが出来ます。

令和3年6月1日

有限会社 千堀機工

1 弊社の名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び連絡先

名称及び代表者氏名	有限会社 千堀機工 代表取締役 堀池 光男
所在地	三重県伊賀市炊村福王寺1495番地の4
連絡先	0595-47-0373（担当者： 斉 藤 ）

2 産業廃棄物処理施設設置計画地並びに処理施設の種類の種類、処理能力及び処理する産業廃棄物の種類

事業計画地	三重県伊賀市炊村字千谷3634番1
処理施設の種類の種類	金属・廃プラスチック類の選別、せん断施設 （上記品目は水銀使用製品産業廃棄物を除く）
処理能力及び処理する産業廃棄物の種類の種類	処理能力 1.2t/日：金属0.48t/日（8時間） 廃プラスチック類0.72t/日（8時間） 金属くず、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く）

3 見解書の縦覧の場所及び時間

縦覧の場所	本社受付窓口・伊賀市大山田支所
縦覧開始予定日	令和3年6月1日
縦覧時間	午前 9時00分 から 午後 5時00分

4 再意見書の提出期限、提出先等

提出期限	令和3年7月1日（木）
提出先	〒518-1403 三重県伊賀市炊村福王寺1495番地の4 有限会社 千堀機工 TEL 0595-47-0373
提出方法	持参又は郵送（提出期限日）による
様式	規定なし

5 その他手続等

再意見書の提出	見解書を縦覧した場合、関係住民等は見解書について生活環境の保全上の見地からの意見を記載した書面（以下「再意見書」という。）を弊社に提出することができます。
再見解書の縦覧	再意見書の提出があったときは、再意見書に対する弊社の見解を記載した書面（以下「再見解書」という。）を作成し、縦覧に供します。
備考	再見解書の縦覧の場所、期間及び時間並びに再意見書の提出期限及び提出先等については、弊社のウェブページ (https://www.cenbory.co.jp/) に掲載します。